

平成22年12月1日

株主各位

静岡県袋井市浅羽3711
天龍製鋸株式会社
代表取締役社長 高橋正尚

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成22年11月1日開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成22年12月1日（水曜日）をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたので、公告いたします。

以上

（ご参考）

1. 上記変更に伴い、平成22年12月1日（水曜日）付をもって、大阪証券取引所（ジャスダック市場）における売買単位も1,000株から100株に変更されます。
2. なお、株主各位におかれましては、一切の手続きは不要ですので念のため申し添えます。